（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正）

第十条　東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「第五十六条第一項」の下に「又は第五十六条の二第一項」を加える。

○経済産業省令第六十三号

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第二条の四、第二条の五第二項、第二条の六、第二条の七第二項及び第二条の八（これらの規定を同令第二条の九第二項において準用する場合を含む。）、第二条の九第一項、第二条の十二並びに第二条の十三、行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項並びに経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第百三条第三項の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び同令を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　業務（第二十二条―第四十七条の二）」を「第二節　業務（第二十二条―第四十七条の三）　第三節　あっせん及び仲裁（第四十七条の三の二―第四十七条の三の七）」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第三節　あっせん及び仲裁

（あっせん及び仲裁に関する通知の方法）

第四十七条の三の二　令第二条の四、第二条の五第二項、第二条の七第二項及び第二条の八（これらの規定を令第二条の九第二項において準用する場合を含む。）並びに第二条の九第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2　令第二条の四第一項の規定による通知をする場合には、同項の申請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

（名簿の記載事項）

第四十七条の三の三　令第二条の六の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　氏名及び職業

二　経歴

三　任命及び任期満了の年月日

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第四十七条の三の四　令第二条の十二の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一　あっせん及び仲裁の申請件数

二　あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数

三　あっせんにより解決した事件の件数

四　仲裁判断をした事件の件数

五　その他電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

（あっせんの申請）

第四十七条の三の五　法第三十七条の二第一項の規定によるあっせんの申請をしようとする者は、様式第四十の二の申請書を委員会に提出しなければならない。

2　証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

（仲裁の申請）

第四十七条の三の六　法第三十七条の三第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、様式第四十の三の申請書を委員会に提出しなければならない。

2　証拠となるものがある場合においては、それを前項の申請書に添えて提出しなければならない。

3　紛争が生じた場合に法による仲裁に付する旨の合意を証する書面がある場合においては、それを第一項の申請書に添えて提出しなければならない。

（申請の方法）

第四十七条の三の七　法第三十七条の二第一項の規定によるあっせん又は第三十七条の三第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該者の住所を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長を経由して行うことができる。

様式第40の2（第47条の3の5関係）

あっせん申請書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

電力の取引に係る契約その他の取決めに関する協議が不調又は不能のため、電気事業法第37条の2第1項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

申請者	連絡先及び電気供給事業者の種別
申請者以外の当事者	氏名（名称及び代表者の氏名）、住所、連絡先及び電気供給事業者の種別
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

備考　1　「連絡先」には、連絡のとれる電話番号等を記載すること。また、申請者に担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

2　「電気供給事業者の種別」には、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者、卸供給事業者（特定電気事業者及び特定規模電気事業者の場合を除く。）又はその他のいずれかを記載すること。

3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第40の3（第47条の3の6関係）

仲　裁　申　請　書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　印